

かながわ市民オンブズマン 広報誌 第10号

(発行日：1998年3月26日)

～ も く じ ～

1. 横浜市長立候補者に対する情報公開制度についての公開質問状
2. 神奈川県警による盗聴事件の損害賠償請求
3. 図説 かながわの財政
～食糧費の巻～
4. 第12回 役員会議事報告
5. 地域のオンブズ活動
おいそ市民オンブズマン
6. かながわ市民オンブズマン
年次総会のご案内
7. 「市民のための情報公開条例改正を求める集会」のご案内
8. 今後の予定

横浜市長候補へ情報公開制度 についての公開質問状

かながわ市民オンブズマンでは、去る2月22日、横浜市長の候補者として名前のあがっている6氏に対し、情報公開制度についての公開質問状を提出した。これは、横浜市の情報公開制度についての基本的な認識と改善の方向性について9項目にわたって尋ねたもの。期限内に全員から回答をいただいた。回答内容は別表のとおりだが、特徴を紹介すると、まず、現職の高秀氏を含め、全員が制度改善の必要を認めていた。改善の方向性については、高秀氏は、明確に答えていないが、他の5氏はすべての項目について改正をすべきと回答している。高秀氏の回答で特に注目されたのは、外郭団体について自主性を尊重する、と答えた点で、これは時代に逆行するものといわざるをえない。

(2頁を参照)

情報公開ランキング

2月23日、全国市民オンブズマン連絡会議による今年の情報公開度ランキングが発表された。今回は、食糧費、旅費・出張関係文書、交際費について公開度を比較した。神奈川県は昨年の18位から順位を上げて7位というトップクラスへ。これは以前は記載していなかった出席者名等を記載することにしたため、公開度が高まったものだ。横浜市は、「失格」となった。これは、今回の評価では、閲覧手数料を取る自治体は「もってのほか」でランク外としたためである。横浜市の早期の制度改善が求められている。

横浜市 情報公開条例改正の市民改正案について

横浜市の情報公開条例改正については、「知る権利・横浜の会」が、市民改正案を提出している。これをもとに、あるべき条例改正の方向性について議論する集会を同会とかながわ市民オンブズマンの共催で、4月7日に行なうこととなった。県下の各地の条例の制定・改正にも参考になるので、ぜひご参加を。(6面に案内)

(森田 記)

＜公開質問状への回答および意見＞（回答順）

質問事項	回答
1.利用経験	なし：大山、仲本、小杉、森、向田 その他：高秀（市政情報は十分承知している）
2.全般的評価	不十分・抜本的改善が必要 ：大山、仲本、小杉、森、向田 他と比べて劣らないが、より良い改善が望ましい：高秀
3.閲覧手数料	閲覧手数料廃止・コピー代安く ：仲本、小杉、森、向田 その他：大山（手数料100円、コピー代10円）、高秀（公文書公開審査会で審議中）
4.議会・外郭団体	どちらも対象にすべき 大山、仲本、小杉、森、向田 その他：高秀（議会→議会で判断、外郭団体→自主性尊重）
5.対象文書・請求権者の限定	限定なくすよう条例改正すべき ：大山、仲本、小杉、森、向田 その他：高秀（市民の情報ニーズの多様性に対応し、より利用しやすい制度へと検討）
6.公務員情報の公開	公務員の公務関連情報は公開 ：大山、仲本、小杉、森、向田 その他：高秀（職務に関する情報とプライバシー保護の関連の幅広い角度からの検討が必要）
7.救済機関	抜本的改善必要 ：大山、仲本、小杉、森、向田 その他：高秀（審議の迅速化などについて「審査会」で議論中）
8.情報公開訴訟の費用	市が負担すべき ：仲本、小杉、森、向田 その他：大山（簡易な裁判費用は第三者機関を通じて支払う）、高秀（法的合理性など含め幅広い議論必要）

＜大山裕一＞

情報公開を原則とするも、どうしても不可の時は、その正当なる理由を市は言い、それに対して反論のできる機会も持てるシステムとする。とにかく、現市は、本会議を始め、委員会、外郭団体、第三セクターといい、市民に良い面だ

けを見せてきた。そこに腐敗、停滞、職員の士気の低下等が生まれてきた。
全てをさらけ、大手術をして、健康体にもどるべきである。

＜小杉秀紀＞

「市民参加の市政」を標榜するのであれば、情報公開は広く行なわれ、制度としても改善するべき点が多い。市民に顔を向けた市政であるかどうかが根本問題。

＜森たくじ＞

市政への市民参加を進める上で、憲法の基本的人権である「知る権利」を保障し、市政情報の公開が必要不可欠です。貴団体の評価でも全国最低ランキングの横浜の情報公開制度は抜本的に拡充すべきです。すでに、私は「知る権利」の明記、閲覧料の無料化、政策立案段階の文書公開、議会と各種審議会も対象にするなどを盛り込んだ「情報公開制度の抜本的な拡充等の提言」を発表し、市にも申し入れました。今後も実現に努力していきます。

＜仲本宏章＞

市政は、納税者の市民からの委任により、運営されているものであるとの基本的な認識が必要です。したがって、個々の市民からの市政運営に対する要求は、最大限に尊重されなければなりません。但し、他の市民の権利の尊重との調整は、必要です。情報公開制度は、委任者の市民に対しての「説明と報告の義務」として、捉えなければならないと思います。情報公開は、市民の固有の権利であるとの観点からの抜本的な改正が必要です。（字数超過のため、以下略）

＜向田えい子＞

現在の横浜市の制度は、公文書公開条例となっており、情報公開制度としては、本来の役割を果たしておりません。

「市民の知る権利」を基本理念に、政策決定過程を含め徹底的な情報公開のために現行制度を抜本的に見直します。

私は、この情報公開を政策の最優先課題として取り組んでまいります。

＜高秀秀信＞

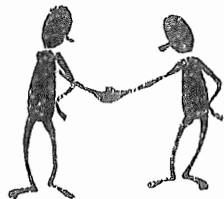
市民とのパートナーシップによる市政運営を進めていくためには、行政情報の積極的な提供とともに、情報公開については全面公開すべきと考えますが、プライバシー保護など検討すべき事項も多く、今後「公文書公開審査会」での答申を踏まえ、より充実した制度としていきます。

「盗聴警官への求償」を求める 監査請求に参加しませんか

1968年11月、町田市在住の共産党国際部長緒方靖夫さん宅が、神奈川県警備部公安第1課所属の3人の警察官によって、9ヶ月以上にわたって電話を盗聴されていたことが発覚、緒方さん夫妻らがこの件について損害賠償請求の訴訟を起こしました。1審、2審とも3警官の犯行と認め、国と神奈川県に連帯して損害賠償を命ずる判決を下し、国と県は98年7月、緒方さんらに、損害賠償額合計6,195,081円を折半した3,097,541円をそれぞれ支払いました。

この盗聴事件については、「警官に盗聴行為をさせて給与を支払っていたのは税金の不正支出」とする住民訴訟も起こされており、こちらは裁判中。この住民訴訟弁護団の団長を務める大川隆司弁護士は、緒方さんに支払った賠償金相当額を、県は警察官らに請求すべきだと指摘します。根拠は、国家賠償法第1条2項の「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国または公共団体は、その公務員に対し求償権を有する」という規定。県監査委員に求償権行使勧告を知事に対し行なうことを求める監査請求の提案です。先のオンブズマン役員会で、会員の中から有志で、監査請求の請求人に名乗りをあげてほしいとの呼びかけがありました。なお、監査請求が拒けられた場合には、請求人の中の有志を原告とする住民訴訟に進む予定です。

監査請求の請求人になってもいい、という方は、オンブズマン事務所までご連絡ください。請求書のフォームをお送りします。



図説 かながわの財政 ～ 食糧費の巻 ～

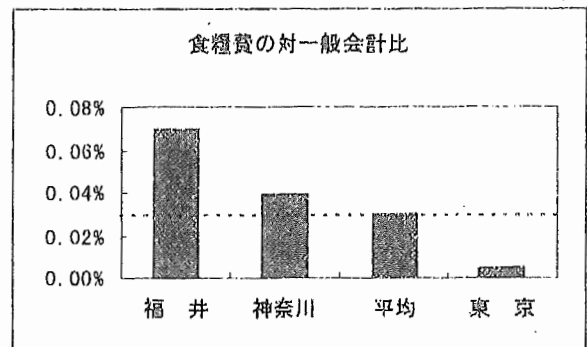
昨年4月、全国市民オンブズマン連絡会議で「食糧費」の一層の削減を求める声明および食料費の全国ランキングを発表しました。この結果はホームページで閲覧することができます。
(www.asahi-net.or.jp/~cz5m-kmd/ombuds5.htm)

以下、その報告の抜粋を紹介します。

<「対一般会計比」番付>

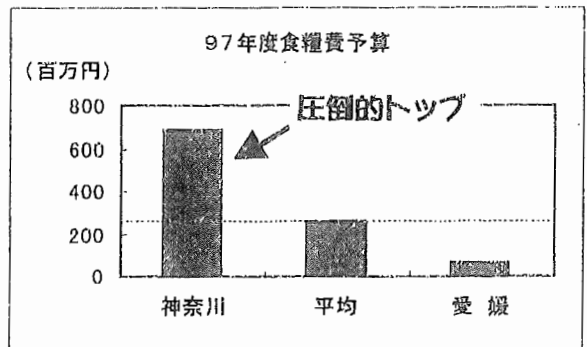
97年度予算でこの比率が最も小さいのが東京都(0.005%)で、大阪、広島、愛媛と続きます。0.01%以下は13都道府県でした。(但し、東京、大阪は一般会計規模が莫大であることに注意。)

注目の神奈川県は0.039%で、平均(0.030%)を上回り、13位にランクインしています。



<「予算額」番付>

さて、問題の予算額です。神奈川県は6億900万円を計上し、堂々第1位に輝いています！つまり、神奈川県は「食糧費」界の横綱といえるでしょう。オンブズマン連絡会議はその大食漢ぶりに呆れていますが、...



(村上 記)

第12回 役員会議事報告

記録 森田明

日時 平成10年3月13日 18:30より21:00

場所 県民サポートセンター(横浜駅西口)

活動報告

①横浜市情報公開条例についての市長候補者宛 公開質問状

1面記載のとおり。

②盗聴事件・監査請求への協力依頼

3面に紹介。

③水道メーター談合

住民訴訟中。東京都が提訴方針を出したので、都の損害算定根拠について送付嘱託を求め、採用される。都の訴訟では、都が提訴する代わりに住民訴訟は取り下げるように求められている。

④政務調査研究費の問題

本間代表幹事から中間報告、タクシー代の支出等、さらに調査を進める。

各地域の活動

①大磯町でオンブズマン設立

5面参照。

②よこはま市民オンブズマンの準備状況

すでに4回の準備会を持ち、30名位が参加している。趣意書、規約、人事も案ができつつある。4月25日の総会にあわせて設立する予定。

運営関係

総会に向けて、いろいろな意見が出された。

*地域のオンブズマンができてくるにしたがって、かながわ市民オンブズマンとの関係を整理する必要がある・・・各地域ごとに「かながわ」との関係は異なり、一挙に整理できるものではないが、検討すべき時期にきている。次回、各地の状況をまとめた資料を用意して議論することに。

*役員会は発言しやすいように進めてほしい。会場も教室型ではなく、輪にすべき。

*会員からの問い合わせへの対応・・・最近の例として、教職員の超過勤務手当の問題、県議の勤勉手当の問題についての相談あり・・・すべてをオンブズマンとして取り上げることはできないが、情報交換やアドバイスができる体制は必要。学習会の充実、広報誌で(電話相談の件なども含め)事案の紹介をする、など。

*会計報告をきちんとし、会費で基本的な経費がまかなえているかのチェックなどをすべき、公開請求や訴訟実費などへの支出基準を作る・・・次回に準備する。

*代表幹事に女性を入れるべき。

*各地域のオンブズマンの資料を3月中に出してもらい、編集して活動に役立つ資料集を作り、総会のときに実費販売する。

次回役員会 4月9日

18:30より県民サポートセンターにて

以上



広報誌の名前を
募集しています

紙面刷新に伴い、新しい会報誌の名前を募集しています。
「かながわ市民オンブズマン」に相応しい名前があれば、事務局までご連絡ください。

地域のオンブズ活動

第3回：おおいそ市民オンブズマン

去る3月1日、神奈川県下に新しい市民オンブズマン～「おおいそ市民オンブズマン」が誕生しました。以下、結成の経緯や主な活動内容などを、事務局長の砂川さんに紹介していただきます。ご参照ください。

おおいそ市民オンブズマン結成 98年3月1日

住民の声

行政や経済界の乱脈。この異常ともいえる諸状況の正常化と更に市民生活の向上を願って、神奈川を始め全国各地の市民オンブズマンの活動に一層の期待が寄せられています。

大磯町でも「税金の浪費ノ一、…私物化した町行政を町民本位の行政へ、…だからオンブズマンを…」との声が上がっていました。

住民運動の中から

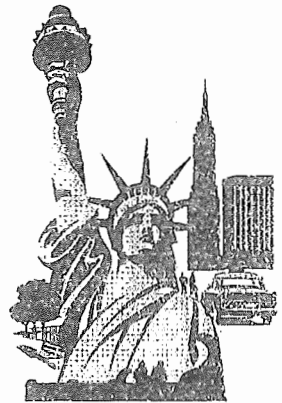
97年5月末、町の姉妹都市デートンへの旅行に関する監査請求問題が儀に浮上しました。それは、この監査請求の期限、6月29日が迫っていたからです。早速、同請求に向けての話し合いが有志間で持たれ「この活動や他の住民運動を含め、オンブズマン準備会として活動していこう」と決定。直ちに「大磯に市民オンブズマンを…」の声の主を、たぐって、たぐって、遂に同年6月7日、10名が集い、第1回おおいそ市民オンブズマン準備会が発足。

デートン（アメリカ）旅行の監査請求

デートン市制二百年記念祭に招かれ、町長、議長、総務部長の3名が夫人同伴で公式訪問したもので、問題視されるきっかけは、元々96年6月21日から25日の計画が4日間延長され29日までと変更されたことです。この時点から有志2名が調査を開始し、日程や延長された4日間の公費の使途等をチェックすると同時に、監査請求に必要な事実証明書を収集してきました。したがって、第1回市民オンブズマン準備会では、直ちに監査請求書の作成に向けて話し合われました。その主な内容は、

①デートンへの公式訪問は日程の前半で済んでおり、残りの4日間はホワイトハウス、自由の女神、セントラルパーク、ウォール街その他、数ヶ所以上を視察したもので観光旅行とみなされる。

②故に不当に支出された日当（8,300円×4日）、宿泊費（12,920円×3泊）、支度料（78,000円×1名）、交通費（123,000×1/3）等を、関係者3名はそれぞれ町へ返還すること。



6月27日には、事実証明5種類と同意書62名の署名を添えて、監査請求を町監査委員会に提出しました。しかし同委員会は「自由の女神等の視察は町長等の資質向上や識見を高めるには、必要不可欠で行政や議会の充実につながる」、として却下しました。準備会は、文書をもってこれに反論し、町の回答を要望しましたが、回答はナシ。そこで、これらをニュースとし、千枚を配布。その結果、オンブズマン！いいことだ。…ガンバレ…人集めするよ」等の声が返ってきました。

おおいそ市民オンブズマン結成

結成まで13回の準備会を持ち、その間、監査請求や大磯町情報公開条例制定への活動等と共に、オンブズマン会則の検討や会員募集の作業を経、本年3月1日、結成集会を開くに至りました。

かわさき市民オンブズマン代表幹事、奥田氏の公演、横浜や二宮からも同会員が駆けつけてくださり、予想以上の盛会でした。

会員は現在31名、執行部8名のスタートです。

4月から実施の情報公開条例と相まって、おおいそ市民オンブズマンの活動は、これからです。

おおいそ市民オンブズマン
事務局長 砂川光子

かながわ市民オンブズマン 年次総会のご案内

と き：1998年4月25日 13:30～16:30

ところ：横浜市 開港記念会館

年次総会プログラム（案）

＜第1部＞総会議事（約1時間）

活動方針案の検討・会計報告・役員選出ほか

＜第2部＞各地の活動報告・経験交流（1時間）

監査請求関連書類など、役に立つ資料集を配付する予定です。（資料代500円）

＜第3部＞よこはま市民オンブズマン設立総会
（1時間）

市民のための情報公開条例 を求める集会のご案内

4月7日（火）／18:30～

市民のための情報公開条例改正を求める集会

（於 県民サポートセンター 301号室）

- ✓ 横浜市情報公開条例・市民改正案の紹介
- ✓ 東京都など他の自治体の改正論議
- ✓ 情報公開法案の問題点

（資料代500円をいただきます）

主催：かながわ市民オンブズマン

知る権利・横浜の会

今後の予定

4月8日（水）／13:10～

横浜市土地開発公社情報公開訴訟 第2回弁論
（於 横浜地方裁判所）

4月9日（水）／13:00～

・かながわ市民オンブズマン 役員会
（於 県民サポートセンター）
どなたでも参加できます。

4月27日（水）／10:00～

川崎市汚職問題住民訴訟 第2回弁論
（於 横浜地方裁判所）



国 報 誌 かながわ市民オンブズマン 第10号

＜第10号の編集スタッフ＞

責任編集 上田三郎 編集 村上文彦

〒220 横浜市南区新保町1丁目18番地 万南ビル6F 大川法律事務所内

（休日の時間には電話で応じます）

火曜日 11:00～14:00

木曜日 13:00～16:00

電 話 045-664-7825

電子メール de:08216@hamakko.or.jp